

〈新刊紹介〉

服部良久著 『中世のコミュニケーションと秩序—紛争・平和・儀礼』

井 上 ころ

本書は著者・服部良久氏の過去20年にわたる「紛争と紛争解決」、「中世盛期の政治的コミュニケーション」というテーマを主軸とした研究の集大成と言って差し支えない著作である。

まず、本書の構成を確認していきたい。本書は全11章構成であり、各章の題は以下の通りである。

序

第1章 ヨーロッパ中世史研究における「コミュニケーション」

第2章 10-11世紀ドイツの政治秩序とコミュニケーション

第3章 フリードリヒ1世・バルバロッサの宮廷と政治的コミュニケーション

第4章 ローカルな紛争と王宮廷—バルバロッサとヴィーバルトの書簡より—

第5章 「シュタウフェン家」と「ヴェルフェン家」の争い?—紛争の中の王—

第6章 宮廷の中の儀礼と争い

第7章 境界地域における宮廷とコミュニケーション—ブルグントとフランス—

第8章 シスマ期のバルバロッサと教皇・ブルグント・フランス

第9章 ヴェネツィアの和—シスマ解消へのコミュニケーション・プロセス—

第10章 バルバロッサのアール戴冠と地中海世界

第11章 宮廷の外—13世紀のドイツ北西部における紛争解決とネットワーク—

総括と展望

序論、及び第1章では、研究史を整理しつつ個別のテーマに立ち入り論点を提示している。まずは「封建制」をめぐる近年の研究を取り上げ、国内では1970年代以降下火となった封建制に関する議論が欧米では今なお継続して行われていることを明らかにした。特に本書の研究対象とするドイツの封建制については、S・レナルズの説を見据えつつも、土地の授受・貸与形態として、また人的結合としても、多様な機能を持つ社会的慣行と見なす捉え方を提示している。続いて、本書の主題でもあるコミュニケーションという日常的な行為から、中世の政治秩序の特質を明らかにする意義を、主にG・アルトホフに依拠しながら述べている。また、本書で取り扱うコミュニケーション・ツールについても紹介しており、従来のオーラル（口頭）、文書の重要性を確認した上で、歴史人類学研究による蓄積の多い儀礼についての議論も踏まえて取り扱うことを説明した。また、本書の主な史料は年代記などの叙述作品であり、著者自身のバイアスがかかることを留保しながらも、同時代人の目を通してコミュニケーションのあり方を捉えることが出来る有用な史料であると服部氏は述べている。これらの研究史、論点を踏まえ、本書全体の課題は、10-13世紀のドイツにおける政治秩序を、王（皇帝）と諸侯という政治エリート間のコミュニケーションという視点から読み解くことである。

続く第2章以降では、中世盛期、つまりザリア・シュタウフェン朝期のドイツに主眼を置き、第1章で示した論点を元に、王と諸侯、貴族、聖職者の間で起こる様々な相互行為を詳述するという形式を取っている。中でも、服部氏の研究蓄積が多く、また中世盛期における政治的コミュニケーションの顕著な事例を示す、フリードリヒ1世・バルバロッサに関連する章が多くを占める。このバルバロッサに関する章を敢えて分類するならば、バルバロッサとドイツ国内の聖俗諸侯、中でもハインリヒ獅子公をはじめとする「ヴェルフエン家」との紛争史を扱うものと、バルバロッサと外部勢力、特に教皇とフランス王とのコミュニケーションに関するものに分けられる。前者は主に第5章で、後者は主に第9章で議論されており、他の章に比して多くの紙幅が割かれている。特に第5章は本書の中核を成す内容であり、他の章の内容の多くは第5章に関連する人物や事件に対して個別に焦点を当てる内容であるため、まずはこの第5章の内容を紹介したい。

第5章の主題は、従来国制史上で「シュタウフェン家とヴェルフェン家の争い」として捉えられてきたコンラート3世からバルバロッサ期の紛争史を、王と諸侯のコミュニケーションの過程として再解釈することにある。基本的にはコンラート3世とハイน์リヒ傲慢公、コンラート3世とヴェルフ6世、コンラート3世とハイน์リヒ獅子公、バルバロッサとハイน์リヒ獅子公といったように、従来の「対立家門」の関係を時代に沿って、紛争史的な整理とコミュニケーションからのアプローチが交互に現れる形で論を進行している。この章で頻出する「シュタウフェン家とヴェルフェン家の争い」というステレオタイプな枠組みは、オットー・フォン・フライジングの『フリードリヒ事績録』に依拠した19世紀のナショナリズム的歴史観から導き出されたものであり、現在では否定されている。特に、家族史的観点からすれば、貴族家門としてのアイデンティティーの構築は12世紀にはなお未発達であり、同じ「シュタウフェン家」とされるコンラート3世とバルバロッサの間でも家門意識によって政治行動が規定されることはなかった。服部氏は、ヘヒベルガーの論を引用し、「シュタウフェン家とヴェルフェン家の争い」の図式は12世紀ドイツの政治史を理解することを妨げているとして明確に批判している。この「二大家門の対立」という枠組みを否定した上で、本章では、バルバロッサとハイน์リヒ獅子公の友好関係が決裂した事件として名高い「キアヴェンナ会談」とその後の「獅子公の失脚」という二つの事例についての問い直しが行われている。12世紀末から13世紀前半にかけての年代記の多くが、この二つの事例を因果関係のあるもの、つまりは、「キアヴェンナ会談」においてハイน์リヒ獅子公に侮辱されたバルバロッサが主体となって獅子公のザクセン公位を剥奪し、失脚に追いやった、と捉えられる記述を残している。しかし、実態としてはキアヴェンナにおける決裂は確かにあったものの、獅子公の失脚はあくまでザクセン諸侯（特にケルン大司教）と獅子公の紛争に端を発したものであり、バルバロッサはむしろ獅子公に宥和的態度を取っていたと本論では説明されている。皇帝が宥和的態度を示しているにも関わらず、獅子公の失脚が実現した背景には、当時の王宮廷と宮廷集会に関する詳細な説明がなされる、第3章の内容を見ていく必要がある。

第3章では、バルバロッサの帝国統治において王宮廷集会がその中核を成すものとして説明されている。中世後期以降の首都的拠点に留まる

王宮廷とは異なり、中世盛期において王宮廷は王国各地を巡行し、各地で宮廷集会を開催した。ドイツ語圏のみならず、イタリアやブルグントなど各地を王と、王宮廷、更には王の召喚に応じた諸侯ら帝国政治のトップグループが巡ることで、王宮廷はそのものが一種のコミュニケーション・メディアとして機能していた。宮廷集会は裁判、仲裁、外国使節の歓待、特許状付与、授封、軍事的、政治的行動のための意志形成など多様なコミュニケーションの場であり、王の役割は宮廷集会の主宰者として議題の当事者を出頭させ、裁定を行うことにあった。バルバロッサ期は特にこの傾向が強く、王と諸侯、そして諸侯間での利害調整において、王は絶対者ではなく、常に和解と妥協の交渉を促す仲裁者であった。また、宮廷集会において公示される内容はその場で議論されるのではなく、事前のインフォーマルな交渉によって既に決定がなされたものであった。そのため、自身に不利な判決が予想される紛争の仲裁に際して、紛争当事者が宮廷集会に不出廷を貫くという事例が多く見られた。第5章におけるハインリヒ獅子公の訴訟においても同様で、不利な判決に対して不出廷を続ける獅子公に対し、バルバロッサは度々期日を変更して調停を促すが、中立的な裁定者としての役割から、ザクセン諸侯の要求に従う他なかった。

続く第4章は第3章の補論とも言える内容である。この章の主題はコンラート3世、バルバロッサ両王の側近であったスタブロ・コルファイ修道院院長ヴェーバルトを取り上げ、彼の450通を越える書簡から当時の宮廷集会と事前の交渉がいかんにして進行したかを捉えることにある。繰り返しになるがヴェーバルトは王の側近であり、助言者として度々王宮廷に現れる。加えて、宮廷外においても王と教皇、ビザンツ皇帝との仲介やスタブロ・コルファイ修道院院長としてドイツ北部の教会政治に深く関わる人物でもあった。このように帝国政治においても、地方政治においても重要な位置を占めていた人物が、自身の所領における紛争に際して、自身に有利な支援を得るために、書簡を通して王とのインフォーマルなコミュニケーションを展開していた。第4章では書簡から帝国政治の上位層の実態を捉えることも可能にしている。

第3章、第5章で描出される穏健な裁定者としてのドイツ王（＝バルバロッサ）と比較として、また前史としてザクセン朝、ザリア朝期の王権と政治エリートの相互関係が第2章では年代順に整理されている。ま

ず、選挙王政の確立期であり、カロリング朝からの血統による繋がりもなく、権威の後ろ盾を持たない不安定な初期ザクセン王権においては、貴族との協働と合意を主体とした統治が行われていた。しかし、オットー1世期には「合意による統治」原則は継承されず、特に治世初期の諸侯叛乱に際しては、王が厳密な罰令権を行使する事例が多々見られる。一方で、オットー1世の治世後期には、叛乱を起こした者であっても降伏し服従を誓約する場合であれば、叛乱前の地位や名誉を回復するという姿勢に転換する。アルトホフらはオットー朝の貴族と王との政治的コミュニケーションを寛容と慈悲という言葉で特徴づけた。また、この時期の特徴として、降伏と和解の相互関係を演出するメディアとして儀礼を取り入れたことにある。この慈悲と寛容による政治的コミュニケーションと、それを演出するための儀礼は慣習化され、ザリア朝においても引き継がれる。ザリア朝初期は前述の通り、ザクセン朝以来の慣習が取り入れられていたが、これに加えて宗教的権威に裏付けられた王権の強化がなされたために、協働と合意による統治は機能を果たさず、諸侯の叛乱の火種が常に燻る事態となった。王と諸侯の対立がピークに達し、政治的コミュニケーションと慣習的ルールが機能不全に陥ったハインリヒ4世時代にはザクセン戦争、叙任権闘争、「カノッサ事件」といった問題が立て続けに顕在化した。特に第2章では「カノッサ事件」を従来の教皇権に対する皇帝権の敗北という解釈から、コミュニケーション・プロセスにより見直す試みがなされている。

第6章ではバルバロッサ期の宮廷集会における重要なファクターである儀礼について、事前交渉の合意と確認というこれまで触れてきた観点ではなく、儀礼を行う過程で生じるトラブルや混乱について扱っている。しかしながら、宮廷集会の具体的な内容は王証書などの文書史料には現れず、特に集会開催以前に生じたトラブルに関しては一部の事例が年代記に現れるのみである。その中でも、第6章で取り扱った席次争いは、潜在的な帝国政治の権力関係を確認することが出来る好例である。席次争いとは文字通り皇帝の隣に座る順をめぐる争いであり、宮廷集会という場を設けた上で拮抗する権力関係が同時に出席しなければ起こりえない。逆説的に捉えると、宮廷集会における儀礼が本来顕在化していなかった紛争ポテンシャルを際立たせるという事例でもある。一方で、直接対面した上での紛争であるため、対面交渉による宥和も可能であり、結果

として一時的に軋轢を解消する役割も担っていた。

第7章から第9章にかけては、シスマ時代のドイツ、フランスの境界地域であるブルグント、イタリアを中心に、バルバロッサと教皇（アレクサンダー3世）、フランス王（ルイ7世）、イングランド王（ヘンリ2世）、諸侯、ロンバルディア都市、シチリア王などの相互関係を考察する内容である。上述の通り、ドイツの枠を超える外部勢力との政治的コミュニケーションに関する考察であるが、ここでは近代史観を伴う「外交」という観点ではなく、あくまで多面的コミュニケーションに関する内容であることを留意したい。

第7章、第8章では、主にフランスとの関わりについて述べられている。中世盛期において、ドイツは基本的にフランスとの「国境」を越えるような積極的な動向はなく、中世の「独仏関係史」を近世以後の国際関係や王家の利害関心などといった視点で捉えてはならない。しかし、全く不干渉であったのではなく、両王国の境界地域においては政治アクターが境界域を越えて各々の利害関心を元に人的ネットワークを形成していた。特にロートリンゲン、ブルグントの司教、諸侯、貴族は独仏双方の宮廷集會に参集し、未だ王のパーソナリティに政治的実効性が付属する中世社会において、多層的なコミュニケーション空間を提供する存在であった。特にシスマ下でのカペー王権とバルバロッサの関係を繋ぐものとして、各君主の物理的体身に依存するコミュニケーション空間よりも、境界域に散在する貴族を介したコミュニケーションが実質的意味を持ったことが第8章では説明されている。また、この境界域に存在するコミュニケーション空間と、そのアクターである貴族が両属的な意識のもとで行動していたことが、シスマの解消においても重要な役割を果たしたと著者は述べている。

第9章では、1176年のロンバルディア同盟に対する皇帝軍の敗北から、1177年のバルバロッサと教皇アレクサンダー3世との「ヴェネツィアの和」に至る過程を考察対象としている。この「ヴェネツィアの和」は、「カノッサ事件」と並び、教皇権が皇帝権に優越した事例であるとランケやその弟子によって長年論じられてきたが、近年の研究はこれを否定している。服部氏はゲーリヒら近年の研究を継承しつつ、「ヴェネツィアの和」を皇帝と教皇の対立としてではなく、二者の講和の過程における公式、非公式を問わないコミュニケーションとその結果である儀礼に着目した。

至尊の位に立ち、自身の権威よりも高位の仲介者が望めない二者の間で、英仏両王や高位聖職者をはじめとした多数の政治アクターが絶えず往来し、教皇と皇帝という紛争当事者を中心としたコミュニケーション・コミュニティを形成した。各国で慣例的に行われていた紛争当事者を中心としたコミュニケーションを下地とする国際的な平和協定の締結という意味で、この章の位置付けは第5章と並び重要であることが分かる。

第10章は、第7章から第9章までの補論に近い形で教皇との講和の後、ドイツへ帰還する過程での、プロヴァンスからブルグントに至るバルバロッサの巡行について述べられている。通常フランス、ドイツ両王は文書や使者のやり取り以外で境界域を踏み越えることはないが、1178年の巡行の際はブルゴーニュ公らフランス系貴族が多数随行し、バルバロッサによる境界地域でのコミュニケーションの可能性を広げた。特にイタリアとアルプス以北を繋ぐ結節点であるプロヴァンス、フランスとドイツの境界域としてのブルグントを巡行することにより、バルバロッサを主軸とした越境的なコミュニケーション空間が形成されていたと説明されている。

第11章は、前章までと異なり、中世におけるコミュニケーションの中心地である宮廷を離れ、バルバロッサ治世の後の13世紀における宮廷外の貴族による紛争に焦点を当てている。中でも、宮廷の影響が薄いラインからヴェストファーレンにかけてのドイツ北西部における、ケルン大司教の動向が注目されている。ここで扱う諸侯間紛争は、一見すると王権に代わって強大な権威を振るい領域拡大を目論むケルン大司教と、それに対抗するための諸侯同盟の対立軸のみが目立つ。在地の有力な領主による紛争とその收拾という論点であれば、第4章のスタプロ・コルファイ修道院院長ヴィーバルトと類似する事例であるように思われるが、ここで取り上げるのは、ケルン大司教に対抗するために諸侯らが同盟の結成を目指し、諸侯間における既存の紛争を收拾する過程である。服部氏は王権から自立した諸侯同盟と同盟を実現するための利害関係の調整において発生する、諸侯間の開放的で多元的なコミュニケーションにこそ力点を置いている。

上述の章における検討を踏まえ、総括と展望として、バルバロッサを中心とした本論内容の整理が行われている。かつてナショナリズムの歴史観において、バルバロッサは新たな政治原理を導入し、裁判や統治に

において革新を成した理想的君主として語られていた。しかし近年の研究と本論中の考察から、自己の政治目的よりもむしろ帝国や自身の名誉のために行動していたことが分かっている。加えて、バルバロッサはイタリアへの遠征や教皇との不和等において、自身の政治目的を達成するために諸侯の同意と援助が不可欠であり、常に諸侯による制約を受ける立場であった。このような王と諸侯の政治的プラクティスが明確に現れるのは宮廷集会の場であり、この宮廷集会がイタリアやブルグントも含め、各地を巡行することによって、在地の貴族と王の側近の間に対面的コミュニケーション経験の場を提供していた。このように、バルバロッサを主軸として中世盛期の政治的コミュニケーションを捉えると、バルバロッサは政治的な主役ではなく、諸侯間の協調を高める多面的なコミュニケーションのアクターないしファクターであったと服部氏は述べている。また、バルバロッサによる12世紀ドイツの政治経験が、13世紀の諸侯間の自律的コミュニケーションとネットワークによる秩序形成に繋がっていることは第11章において述べられている。

上記のように本文内容を整理した上で、服部氏は以下の3点を課題として挙げている。第一に、氏がドイツ的な政治秩序の特質であるとしている、領邦の枠組みに収斂しないローカル、インターローカル、王国レベルの、「インターナショナル」な政治的コミュニケーションに着目しつつ、中世盛期から後期への政治秩序の推移を再考することを課題として挙げている。次に、コミュニケーションの諸局面に現れる当事者、関係者の価値・規範意識に対する言及が不十分であったことに加え、王の介入しない在地の紛争收拾において「地域的公共意識」の芽生えを示唆したが、未だ仮説段階であり、その中世後期への展開を考察することも課題であるとしている。最後に、儀礼について、和解のコミュニケーションにおける重要な演劇的行為として言及されていたが、第1章で指摘した論点に全ての章で十分な考察を加えるには至らなかったとしている。儀礼は、演出を行う側の意図、受容者の理解という相互関係によって政治的コミュニケーションに貢献するが、この両者を併せて確認することは困難であり多様な意義と解釈を持つ。さらに、中世後期においては、宮廷集会のみならず、より広域の政治アクターが参加する帝国議会や領邦の首都宮廷、市場、都市の広場など中世盛期とは異なる政治環境、空間において儀礼が担った機能を明らかにすることも課題として挙げている。

以上、本書の内容を紹介してきたが、以下では筆者が意義深いと考える点を挙げたい。

まず、フリードリヒ1世・バルバロッサに力点を置きつつも、長期的な視野で中世ドイツの政治エリートによる政治的コミュニケーションを捉えた点である。特に、総括と展望において、筆者も課題として挙げており不十分な箇所もあるが、儀礼をコミュニケーション・ツールとして用いた分析においては、シュタウフェン朝以前の宗教的ニュアンスの強い王の意志表象としての儀礼から、次第に紛争解決における和解の視覚的提示のための儀礼へと移り変わる過程を見ることが出来る。また、服部氏が幾度も言及するように、本書の主題は全く新しい分野・研究ではなく、1970年代以降増加した紛争史や、社会学由来のコミュニケーション研究、政治的表象としての儀礼研究などの研究史の蓄積を総合する形で論が展開されている。このように、従来国制史の範疇で行われていた研究をコミュニケーションという視点から再考を加えるというのは、中世盛期ドイツのみならず多くの分野で応用が可能であり、その先駆として本書は重要である。

一方で、本書における問題点も指摘しておきたい。本論中で度々言及される宮廷集会に先立って行われる事前交渉であるが、対面であれ書簡のやり取りであれ、服部氏はこの事前交渉をインフォーマルな、私的なものとして強調している。しかし、そもそも中世盛期において王や諸侯の公私の区別は厳密なものとは言い難い。他にも、王の公私が厳密に区分される近代的な観点と捉えられる記述が散見される。

一步譲って、表舞台となる宮廷集会が多数の諸侯が参集する公の場、換言すると、ある種の決まりごとが儀礼として執り行われる場であるのに対して、互いの地位や立場を前提とした上での意志実現のための実質的交渉はすべて裏取引的な事前交渉の場で執り行われたことを認めるとしても、それは中世ドイツ世界に限ったことではないだろう。他の国々でもそれは認められるであろう。また、国家機構が格段に複雑になっていく近代・現代の政治交渉・外交交渉がそれなくして機能しないことは、誰でも承知していることである。裏交渉のやりとりを「インフォーマル」な交渉と捉え、しかもこれを当時の紛争解決のための実質的な交渉の場であったかのように述べる言説は、一方で公の舞台上で展開したはずの儀礼の持つ政治的・文化的意義を逆に薄めてしまうことにもなりかねない。

これは服部氏の考えるコミュニケーション論ではないはずである。

また、T・ロイターの提唱する「ドイツ特有の道」を否定する論調であるものの、本論ではドイツの特異性を意識した内容が目立つ。「ドイツ特有の道」とは、英仏と比して、近代的な国家モデルに照らし合わせると後進的とされてきた、より名言的に言うならば、中央集権的ではなく分権的な世界を構成されたドイツ国制についてしばしば指摘されてきた問題提起なのだが、言説の焦点はドイツ国制の歴史性を後進的なものとしてではなく、その特異性を強調する解釈論法である。服部氏は「特有の道」を完全にではないが、否定する論調でありつつ、バルバロッサの巡行とそれに付随する宮廷集會を越境的なコミュニケーションの核という特異な事例として扱っている。しかし、同時期の英仏王も巡回裁判による地方巡行は行っていることは自明である。中世盛期ドイツに主眼を置いた論であるため避けがたい主張であることは理解できるが、英仏王権との差異を強調しすぎると、却って中世英仏王権をステレオタイプに当て嵌める危険性を孕んでいる。特にイギリスは王政の確立と地方勢力の政治参加が並行して展開した好例であり、ドイツの事例と比較史的な議論が可能なのではないだろうか。フランスにおいても百年戦争時の王権と諸侯、王権と都市の間のコミュニケーションを見ると、同じような局面が見いだせるように思われる。

とはいえ、比較史の方法はいつでも難しいもので、我々は服部氏の考察から逆に英仏の国制史を再考するヒントをつかみとる、あるいは他の国々の国制理解についても応用し幅を広げていく姿勢をもつことが重要であろう。さらに特筆すべき点は多々あろうが、本稿は新刊紹介であることを踏まえ、これ以上立ち入った言及は差し控え、筆を置くこととする。